

御宿町告示第4号

御宿町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月27日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成20年3月4日

1. 場 所 御宿町役場議場

## 平成20年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成20年3月4日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙について
- 日程第 4 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 5 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第 4号 御宿町活力あるふるさとづくり基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 御宿町地区計画等の案の作成に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 8号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 御宿町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 14 号 御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 15 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 16 号 御宿町防災行政無線事業に係る分担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 17 号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 18 号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 19 号 御宿町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 20 号 町道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	松 崎 啓 二 君	2 番	白 鳥 時 忠 君
3 番	川 城 達 也 君	4 番	新 井 明 君
5 番	石 井 芳 清 君	6 番	伊 藤 博 明 君
7 番	小 川 征 君	8 番	中 村 俊六郎 君
9 番	式 田 孝 夫 君	10 番	貝 塚 嘉 軼 君
11 番	石 田 義 廣 君	12 番	瀧 口 義 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	井 上 七 郎 君	教 育 長	佐 藤 和 己 君
総 務 課 長	吉 野 健 夫 君	企画財政課長	氏 原 憲 二 君
産業観光課長	藤 原 勇 君	税 務 課 長	木 原 政 吉 君
建設環境課長	井 上 秀 樹 君	住民水道課長	米 本 清 司 君
保健福祉課長	瀧 口 和 廣 君	教 育 課 長	田 中 とよ子 君
会 計 室 長	岩 瀬 由紀夫 君		

事務局職員出席者

事務局 長 多 賀 孝 雄 君 主 事 山 口 ゆう子 君

#### 開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成20年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前10時00分）

#### 諸般の報告

議長（新井 明君） 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

#### 町長あいさつ

議長（新井 明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 本日ここに、平成20年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、平成20年度一般会計予算案を初め、町長等の給料の特例及び一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての案件など29議案をご審議いただくこととなりますが、開会にあたり、平成20年度一般会計予算概要をベースに、新年度の方針について申し述べ、私の所信の一端とさせていただきます。

さて、我が国の経済状況は緩やかな景気回復基調にあるものの、格差社会の広がりや原油価格の高騰など、先行きはいまだに不透明な状況に加え、年金、社会保障問題、地球温暖化を初めとする環境問題など、解決が急がれる難題が山積する現状にあります。このような社会経済状況を背景に、地方分権改革は本格的な実行段階に入り、地方自治体の自己決定、自己責任の領域は広がるとともに、創意工夫による自治体運営が今まで以上に強く求められております。

これまで、町では行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、基本計画や行政改革大綱に基

づき、財源の効果的な運用や組織の効率化を図るとともに、ゼロ予算事業を実施するなど、職員が一丸となり行政経営の改善に努めてまいりました。少子高齢化や価値観の多様化が進む中、迎える平成20年度は地方分権社会にふさわしい活力に満ちた町を実現するため、これまでの行政主導の町づくりから町民と行政の協働による町づくりへの転換を図る、さらなる改革に努めますとともに、現在作成中であります行政改革の一層の推進を目的とする第5次行政改革大綱に基づき、社会情勢の動向と時代の潮流を的確に見極めながら、今後とも自己改革への努力を日々重ねてまいり所存でございます。

それでは、本会議でのご審議をいただきます、平成20年度当初予算編成につきましては、協働の推進と創造する行政運営を編成テーマに掲げ、単に予算規模を縮小するのではなく、事業全般にわたり行政の役割や新たな実施主体、手法を慎重に継承しながら、必要性を含めゼロベースでの見直しに徹するとともに、見直すべき点は思い切って見直すという姿勢で臨みたいと考えております。

また、分権化の進展により地域の活力と想像力が求められておりますことから、知恵と熱意、そして創意工夫による新たな資源、エネルギーの捻出による最少の経費で最大の効果の理念実現と地域の多様な力を活用しながら住民福祉の向上を念頭に、各課との数次にわたる予算協議と査定を重ね、厳しい精査のもと、将来財政のバランスを考慮しながら編成に努めるとともに人員削減の中で現行の課の分掌をより横断的組織へ再編成し、山積する重要課題にふさわしい可能な組織体制の確立を目指しました。こうした結果、平成20年度一般会計予算額は27億7,000万円、前年度より2,200万円、0.8%の増となりました。

主な要因は、御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強大規模改修に係る年次割事業費や中山間地域総合整備事業に向けた実施計画の作成、地形測量等の委託費によるものです。その他、後期高齢者医療制度に係る分担金や最終処分場閉鎖に伴う経費のほか、メキシコ記念塔建立80周年、サンフランシスコ号漂着40周年記念関係経費等を計上いたしました。

それでは、平成20年度予算の内容につきまして、各分野の主要事業を申し述べさせていただきます。

まず、福祉・保健面ですが、平成20年4月からは後期高齢者制度のスタート、また同じく4月からは今までの病気の早期発見、早期治療のための健康診断、保健指導に加え、40歳以上のすべての人を対象にしたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診及び保健指導が実施されますことから、事務に遺漏のないよう、現在準備を進めているところでございます。

また、妊婦健診の公費負担回数を増やすなど、子育てや母子保健事業の拡充に努めるとともに、昨年4月に設置された地域包括支援センターの円滑な運営を住民生活に直結した社会保障面のさらなる充実を図ってまいります。

次に、教育についてですが、町の宝である子供たちの安全確保を第一に考え、最優先課題として事業執行を決断した御宿小学校校舎体育館耐震補強及び改修工事の完成に努めます。また、先送りとなっております御宿中学校体育館改修工事ですが、いましばらく充電期間をいただき、十分な財務体力と強固な財政基盤を築き上げるとともに、鋭意努力しながら工事着工時期を慎重に検討し見極めてまいりたいと考えております。

次に、建設土木施設整備では、町道0106号線の道路改良を初め、3036号線の排水整備、さらにはサンフランシスコ号漂着400周年記念関連事業の一環として1089号線の舗装修繕を主要施策として行ってまいります。舗装の穴埋めなどの日常生活に関連する要望には職員みずから取り組むとともに、災害時の対応を考慮し、道路、河川の管理や小規模な補修については土木委員や地域住民との協働による管理ができるよう事業を展開してまいります。

また、御宿台建築協定の期限が到来することから、当地域の地区計画に着手し、住環境の維持、保全に対応したいと考えております。また、防災及び防犯対策面では、近年の大規模化、多様化する自然災害に備え、避難路や避難所の周知徹底を図るため自主防災会の役員の皆様のご協力を得て作成いたしました津波ハザードマップの各戸配布作業を早急に進めますとともに、昨年10月に開始された緊急地震速報へ対応するため、防災災害無線の改修を3月中に完了し、新年度には運用体制の整備に取り組んでまいります。

一方、防犯対策として地区のきずなを深め、犯罪や交通事故に対する一人一人の意識の向上を図るとともに、行政はもとより自治会や各種団体、事業者等とそれぞれの責任と役割を担いながら、地域社会を一体となって見守る体制づくりの推進に努めます。

次に、生活環境の整備につきましては、ごみ減量化への取り組みとして古紙の資源ごみの分別や草木の堆肥化等の徹底化を図るとともに、生ごみ処理機コンポスト等購入助成、資源ごみ改修に当たった団体に対する有価物改修補助金制度を継続してまいります。

環境保全対策については、環境整備員による公共施設や海岸の清掃、特に海岸においては年間を通してのビーチクリーナーによる清掃に加え、町民の皆様による海岸清掃ボランティアのご協力を得て、美しい砂浜を維持してまいります。

また、個別、随時収集の実施のほか、無償で譲れるものについては広報紙を利用してあっせんも実施し、不法投棄対策を一層強化してまいります。

続いて、産業振興に関してですが、商工業振興策としては商工会を中心に定着した行事はもとより、幅広い年齢層を対象としたイベントの企画、さらには各種イベント共催による相乗効果をねらって、町への集客力増加を図るなど、町の魅力を再発見できるような商工業の取り組みを支援し、行政と民間協働による地域の活性化への結びつきを続けてまいりたいと考えております。

次に、観光振興においては夏期シーズンの海水浴客が年間観光客の約半数を占める当町では、冬期誘客に向けての通年型観光推進のため、地域の財産である美しい砂浜、地域特産の既存の地域資源を有効活用し、新しい魅力と誘客、また交流人口増加へとつなげられるよう関係機関、団体とさらには広域圏の連携を密にし、効果的なイベントの開催、積極的な情報発信に努めてまいります。

次に、水産の振興につきましては、漁獲共済事業や漁業近代化資金利用利子補給等の支援を継続的に実施し、漁業経営の安定化の一助にしたいと考えます。また、いそ根資源を主体とする漁業権漁業を重視し、継続的、効果的な種苗放流事業等で資源の維持、増産に努め、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁業協力のもと、栽培漁業のあり方を検討促進し、特産物の安定供給を図ってまいります。

農業面に関しての主な取り組みとしては、実谷地先を中心とする中山間地域総合整備事業に係る実施計画の策定や地形測量を初め、新年度に県等の補助金を活用した上で、農地・水・環境保全対策事業や米需要調整円滑化事業に取り組み、農地の保全と農業経営の安定化に努めます。

また、イノシシ対策につきましては、安定した農作物収穫をするため、防護さく補助の実施と猟友会と協力のもと、防護と捕獲を組み合わせる駆除体制を行ってまいります。

以上、平成20年度を迎えるにあたり、町政運営に対する所信の一端と予算の概要を申し上げましたが、本町の現下に置かれている情勢は厳しい財政状況と直面する施策課題等、樂觀の許されない現状にあります。しかしながら、私はただそれをじっと耐え忍ぶだけの町政であってはならないものと思っております。みずから課せられた責務の重さを感じつつ、行政に携わる者として地方自治の大きな転換期に巡り合わせたこと、また厳しい時代だからこそ、そこに可能性を見出され、いろいろなものに挑戦できることをむしろ幸せと考え、全力を尽くしてまいります。

先に申し上げました29件の議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます、冒頭のあいさ



つとさせていただきます。

#### 会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。8番、中村俊六郎君、9番、式田孝夫君をお願いいたします。

#### 会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から9日間とし、6日から11日までは議案審査のため休会とし、最終日を3月12日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日間とし、6日から11日までは議案審査のため休会とし、最終日を3月12日に決定しました。

#### 選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

議長（新井 明君） 日程第3、選挙第1号 御宿町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決しました。

推薦する方の略歴を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

御宿町選挙管理委員会委員には、御宿町六軒町441番地水上一夫君、御宿町岩和田987番地、加藤恵次君、御宿町上布施1342番地 1 井上賢一君、御宿町久保176番地 5 屋代栄治君以上 4 名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、水上一夫君、加藤恵次君、井上賢一君、屋代栄治君、以上の方が御宿町選挙管理委員に当選されました。

#### 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

議長(新井 明君) 日程第4、選挙第2号 御宿町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決しました。

推薦する方の略歴を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

御宿町選挙管理委員補充員には、御宿町須賀472番地山口秀雄君、御宿町上布施789番地櫻井栄子君、御宿町岩和田931番地大野元嗣君、御宿町御宿台217番地6西脇あさ君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、山口秀雄君、櫻井栄子君、大野元嗣君、西脇あさ君、以上の方が御宿町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。

補充員の順位は、ただいま議長が指名した順位にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位はただいま議長が指名した順位に決定いたしました。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第5、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

平成20年3月31日をもって御宿町教育委員会委員岡村陽子氏が任期満了となりますので、新たに柳 郁亮氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

略歴は別紙のとおりでありますので、よろしくご審議、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、任期は平成20年4月1日より平成24年3月31日までの4年間でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 1 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第 1 号は原案のとおり同意することに決しました。

#### 議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 6、議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は 3 月末で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の河崎修政氏を再任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してありますので、ご同意くださいますようお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 2 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり同意することに決しました。

#### 議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由を申し上げます。

県内消防救急無線の広域化、共同化を図るため、千葉県内全市町村組合が構成団体である千葉縣市町村総合事務組合に新たな事務として消防救急無線設備の整備及び管理について、同組合の規約に事務を追加するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、議案第3号につきまして説明をさせていただきます。

消防救急無線の広域化、共同化を図るために、その整備・運営機関として県内の県域の全消防本部が加入しまして、そして事務として県内の全市町村組合が構成団体になっております千葉縣市町村総合事務組合の規約に、第15号として消防救急無線設備の整備及び管理を追加させていただきます。

なお、別表第2に加えるものにつきましても、4月1日から施行させていただくものでございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

消防救急無線設備の整備というようなご説明であります。広域消防に対しましては特に広域災害など、大変大きな役割を發揮しますし、そういう場においてこのような条例の制定というのは理にかなったものだというふうに理解をしているわけではあります。しかしこの間、特に市町、いわゆる御宿町消防団など、そういう分団との調整、こういうのもやはり現場の中では、相互の通信ですね、こういうのは大変大事だろうというふうに思うわけではあります。今回の整備の中ではそのような町消防団との通信業務、こういうものの整備もこの中に入っていくのでしょうか。それについて確認をしたいというふうに思います。

この間幾つか、県のほうも、例えば消防団のさらなる広域化含めて幾つかの素案も出されているわけですが、幾つかある中で、大変内容が我々にとってもわかりづらい部分があるわけですが、それも含めまして今後の消防業務の円滑化について、町としてどのように考えているのか。また、今回の条例の変更についてはそれがどのように作用しているのかについて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 今回の改正につきましては、広域消防無線との連絡によって広域化を図るためのもので、直接町には影響してこないものでございます。

今後平成28年5月に消防救急無線のデジタル化に移行していくわけですが、千葉県では総務省からのモデル県として、他県より早めて実施してきているわけございまして、平成24年ぐらいまでの間にはやっていきたいという考えを持っているようでございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 広域事務組合のみでございますが、前段で私、申し上げさせていただきました、町消防団との通信については今度どのようになっていくんでしょうか。私はそこでも、これからの円滑化を含めまして、やはり迅速な防災、消防について、私は欠かせないというふうに思うわけですが、それについての町の意見、もしくは広域消防に対して、そういうものの要請というものが今後必要になってくるかなというふうに思うわけですが、町としての考え方をお示しいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 今回、この消防庁のものと、また千葉県で防災ターミナルちばという事業も平成16年から平成20年度まで実施しているわけございまして、そういった中で、双方のものを含めて、今後さらなる迅速化、そういったものができるようになるとうふうに思っています。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第4号 御宿町活力あるふるさとづくり基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号 御宿町活力あるふるさとづくり基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は地方分権の進展に伴い、協働による町づくりが求められている中、寄附を通じた新たな住民参加の手法を構築し、多くの方々から自治の担い手として積極的に町づくりに参加できるよう、本条例を制定するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、議案第4号 御宿町活力あるふるさとづくり基金条例の制定について、ご説明を申し上げます。

まず本条例案の制定趣旨でございますが、地方分権化の進展に伴い地方自治体における行政経営のあり方は大きく様変わりをしております。税源移譲を初めとした三位一体改革も昨年度で一段落を迎えたところでございますが、地域間格差の是正や地方の創出力の強化など、新たな課題の解決に向け、分権化も第三ステージへ進んでおります。御宿町におきましても新しい時代に対応し得る活力ある自治の形成には、協働による町づくりが必須であります。

こうしたことから、寄附を通じた新たな住民参加の手法を構築し、多くの方々が自治の担い手として積極的に町づくりに参加できるよう、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例案の具体的な内容について、第1条から順にご説明を申し上げます。

第1条でございますが、条例の目的について規定してございます。御宿町の持つ豊富な資源と魅力を後世に継承していくとともに、活力あるふるさとづくりを進めるにあたり、ふるさと御宿への思いを持つ人々からの寄附金を財源に、その意志を具体化することによって活力ある協働の町づくりに資することを目的としております。

第2条は、寄附金の使途の指定等について定めております。

第1項、寄附者はみずからの寄附金を町長が別に定める事業のうちいずれに充てるかをあらかじめ指定できるものとするものであります。寄附者がどのような施策、事業の実施を希望しているのか、その意向が的確に反映できるよう、使途の指定をしていただくことを基本としております。また、町長が別に定める事業につきましては、御宿町の歴史的・文化的財産や将来の宝である子供、住民の安心など、行政と住民が協働で行うものに焦点を当て、以下の3点に分類してございます。

1点目は幻想の世界「月の沙漠の旅」づくり事業。2点目は世界に発信する「人類愛の輪」事業。3点目は夢を育む人にやさしい町づくり事業としております。

なお、運用にあたりましては寄附申込書等にも明記するなど、寄附者にとってわかりやすい方法で運用してまいりたいと考えております。

第2項につきましては、寄附者から使途の指定がない寄附金を收受した場合、諸般の事情を勘案した上で、町長が当該寄附金の使途にかかわる指定を行うものとするものであります。

第3条は、基金の設置及び管理運営について規定してございます。

第1項につきましては、寄附者から收受した寄附金を適正に管理、運用するため、御宿町活力あるふるさとづくり基金を設置する旨のものであります。

第2項は、基金に積み立てる額について定めたものでありますが、寄附された寄附金の額のみならず、これらの寄附金から生じる基金運用益を含めて積み立てる旨の規定をしたものでございます。

第3項につきましては、基金の管理について最も確実かつ有利な方法で管理する旨の義務規定を設けたものであります。

第4条は、寄附者への配慮について規定したもので、基金の管理や処分、いわゆる事業財源としての利用など、運用に当たっては寄附者の意向が的確に反映されるよう、十分に配慮しなければならないこととするものであります。

第5条は、基金の収益処理に関することであり、会計事務を適正かつ明瞭に行うことから、運用収益については一般会計において財産収入の利子及び配当金に一旦計上した上で、改めて基金への積み立てを行うこととしております。

第6条は、基金の処分に関する規定であり、処分にあたりましては第2条でご説明申し上げました、あらかじめ定めた事業に充てる場合に限りできることとし、寄附者の意向が適切に反映する仕組みを担保しようとするものであります。



第7条は、運用状況の公表について定めたもので、寄附金の状況や現在高、処分の状況等本条例の運用状況について、毎年度中間期と年度末の2回公表しようとするものであります。

第8条につきましては、規則等への委任について規定したものであります。

最後に附則でございますが、条例の施行日について規定をしたもので、寄附金につきましては町民のみならず、町ホームページ等でも広く一般に募集することから、周知期間を考慮し、平成20年4月1日施行とするものであります。

以上のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

新たな条例制定ということではありますが、この中で第3条及び第4条ということではありますが、第3条寄附金を適正に管理、運用するというような文言があります。また、第4条には寄附者の意向が反映されるよう充分配慮しなければならないと、こういうふううたわれておるわけですが、これら条例を担保するもの、要するに適正かつ公正に管理し、また事業化するということですが。やはり第三者的な、例えば運営委員会、実行委員会みたいな、そういうものが私は当然こういうものの運用については必要ではないかというふうに思うわけではありますが、それについてはどういうふうに考えておられるのか。

それから、本年4月1日から、間もなく施行されるということではありますが、幾つか例示をいただいたわけではありますが、金額的にはいかほどのものを、例えば最初の1年目、財政当局としては見積もられておられるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 条例の第3条、第4条の担保はというご質問でありますけれども、これにつきましては、今ご質問にございましたように管理運営委員会になるものを、組織したいと考えております。町長とともに関係課で組織した管理運営委員会で管理を協議してまいりたいと考えております。

もう一点が目標額についてのご質問だと思いますけれども、これにつきましては事業費は事業年ごとに異なることから、今回目標額は特に設定しておりません。しかしながら、一事業への充当の下限額ということでは、10万円を想定してございます。そういうことで、町長を委員長とする運営委員会を発足しまして、これにつきましては運用を図ってまいりたいというふ

うに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

3番、川城達也君。

3番（川城達也君） ふるさと納税制度といったような制度があったと思うんですけども、それとの関係について、ご説明をお願いします。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） ふるさと納税制度についてのご質問でありますけれども、この納税構想につきましては、昨年5月に打ち出しされたものであります。総務省ふるさと納税研究会で住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠づけることはできないなどの根拠から、寄附金税制を活用する方式が提案されたわけでありまして。

与党税制改正大綱に、個人住民税の寄附金税制が盛り込まれ、昨年12月13日に公表されました。2008年1月15日、今国会に地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提唱されたという内容であります。この税制改正の主な内容であります。控除対象寄附金の拡大であります。寄附金控除の控除対象額を総所得金額等の現行15%から30%に引き上げることでありますとか、寄附金控除の適用加減額。これまでは10万円以上でなければ控除を受けられなかったわけでありまして、これを下げまして5,000円以上ということの改正がなされるわけでありまして。

参考までに、この寄附金控除がどのような額になるのかということで参考例を申し上げます。例えば給与収入700万円の方。この方が夫婦、子供2人と、家族4人で生活されているとし仮に御宿町に4万円の寄附をされた場合、住民税の税控除で3万1,500円、所得税で3,500円と、合計で3万5,000円が税控除になるという改正になるわけでありまして。そういうことで、今後全国的にこういう寄附税制が進められてくるのではないかなということを考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第5号 御宿町地区計画等の案の作成に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 御宿町地区計画等の案の作成に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします条例につきましては、御宿台地区において現在定められている建築協定が、平成20年12月31日をもって期間が満了することに伴い、建築協定によって整備された住環境を今後も継続していくための手法として、地区計画への移行が必要とされていることから、その移行に関する手続について、都市計画法の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法、並びに地区計画等に関する都市計画の決定等の申し出の方法について定めさせていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、御宿町計画等の案の作成手続に関する条例についてのご説明を申し上げます。

地区計画の定める場合の手続規定は、都市計画法で定められており、都市計画法ではその手続の方法、計画案に対する意見の提出方法を条例で定めることができるとなっており、今回その手続の方法を定めるための条例制定をさせていただくものです。御宿台地区では現在第1期から第8期までの建築協定が定まっておりますが、この建築協定は平成20年12月31日をもって期限が満了することに伴い、住民地権者の意向を把握するため、平成17年度に西武不動産株式会社が中心となり、建築協定期限後の取り扱いについてのアンケートを実施したところ、約9割以上の方が地区計画への移行を望んでいるとの結果が得られ、この結果を踏まえ平成19年8月23日には、御宿台区長、西武不動産株式会社御宿営業所長から町長あてに地区計画施行に向けての協力要請が提出されました。さらに御宿台地区自治会においては自主的な地区計画協議会が発足され、その中でも地区計画の導入が必要であると伺っております。

このようなことから、町においても建築協定によって整備された住環境維持には地域計画の

手法を用い承継されるべきと考え、ここに手続条例の提案をさせていただくものです。

それでは、本題の条例内容につきまして説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

第1条趣旨につきましては、地区計画等の案となるべき事項の提示の方法及び意見の提出、並びに申し出方法に関する趣旨の内容を規定してございます。

第2条地区計画等の原案の提示方法につきましては、原案の内容、縦覧場所及び縦覧期間に関する規定です。期間は2週間としております。

第3条説明会の開催等については、第2条の公告・縦覧以外に説明会、広報紙等の措置を講ずる規定です。

第4条の地区計画の原案に対する意見の提出方法は、地区内の土地所有者及び利害関係人における意見提出の期間に関する規定です。第2条の縦覧期間後の翌日から1週間を経過する日までとしております。

第5条地区計画等に関する申し出方法については、地区計画の決定もしくは変更、または地区計画の原案について、町長に申し出ることができる規定です。第2項につきましては、申し出の条件を示したもので、利害関係者の3分の2以上の同意を必要とする規定です。第3項は、申し出をする場合の用紙を規則に定める規定です。

第6条申し出に対する措置につきましては、第5条により申し出があった場合は、御宿町都市計画審議会の意見を聞き、その必要性が認められた場合は、その後法的な手続に移行する旨の規定です。

第7条委任につきましては、施行に関しての必要な事項を別に定める規定です。

附則につきましては、平成20年4月1日施行というような規定でございます。

3ページをお願いいたします。

本資料は地区計画の事務の流れについて示しているものです。現在の状況は下段の左の2番目、3番目の手続に入るところですが、条例承認をいただけるものであれば、その後区域内の利害関係者の意見を聴取し、必要により都市計画法に基づき公聴会開催等広く意見を反映させた原案作成を行い、都市計画審議会の意見を伺い、公告、縦覧し、再度都市計画審議会に付議し、公告、縦覧後に決定となるというような資料でございます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより11時5分まで休憩といたします。

(午前10時53分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第10、議案第6号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第6号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

長期継続契約につきましては、地方自治法第234条の3の規定により、翌年度以降にわたり電気、ガスの供給を受ける契約等については債務負担行為を定めることなく、締結できるものとされています。こうした契約に加え、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものについては長期継続契約として締結できるよう地方自治法が改正されたため、長期継続契約が締結できる内容、期間について定めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長(新井 明君) 氏原企画財政課長。

企画財政課長(氏原憲二君) 議案第6号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例についてご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、地方自治法におきましては、会計年度が定められており、契約を行う場合はこの年度内を期間とする契約となります。しかし、長期継続契約につきましては、この例外として会計年度を超えて契約できることとされ、電気、ガス、水の供給を受ける契約などが翌年度以降に債務を負うものでありましても、債務負担行為の予算を定めることなく契約締結ができるとされております。地方自治法の改正により、これらの契約に追加して、新たに地方自治法施行令167条の17に規定する契約も長期継続契約の対象となりました。

その内容であります。物品の借入れ、役務の提供を受ける契約で、その性質上、翌年度以降にわたる契約を締結しなければ事務に支障を及ぼすようなもので、条例で定めるものとされております。

それでは、条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、第1条につきましては、この条例の趣旨でございます。

第2条は長期継続契約を締結することができる契約の種類を定めるものであります。

第1号につきましては、物品の借入契約のうち商慣習上複数年度にわたり契約することが一般的であるもので、電算機器や電算ソフトウェアのリース契約を対象として定めるものであります。

第2号は、第1号に付随する電算機器やソフトウェア保守に関する契約を定めるものであります。

第3号は、第1号と同様に商慣習上複数年度にわたり契約することが一般的であるもので、機器備品や車両のリース契約を定めるものであります。

第4号は、役務の提供を受ける契約のうち町の施設の管理業務や清掃業務、機器備品の保守など継続的な役務の提供を受ける契約を定めるものであります。

次に、第3条は長期継続契約を締結することができる期間を5年以内と定めるものであります。

附則は施行日について、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

長期継続契約を締結することができる条例でございますが、今の説明の中でおおよそわかりましたが、一つ、契約に伴い今度は支払いが発生すると思うわけですが、支払いについ

ではどのような例が基本的にあるということなんでしょうか。例えば一括だとかいろいろありますね、支払い方法については。それについてはどのようになっていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 契約に基づきまして支払いにつきましては年で、例えば月払い、それから年一括という、そういう選択肢がございます。さらには、例えば3カ年契約の場合、2年度の金額をどうするかという中では、その業務の内容によりましては契約の額の変更があり得るということでもあります。ですから、契約期間については3カ年で契約したものについても見直しは可能であるということでもあります。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

支払いについては、例えば3カ年契約をした場合には3カ年分一括支払いというのはあるんでしょうか。それがちょっと聞きたかったことなんです。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 支払いにつきましては単年度の支払いになります。それを3カ年で支払っていくという話になります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） わかりました。

今、この条例にあります4点、第2条関係でありますけれども、これらにおいては、今説明もありましたが、その性質においては、やはりいろいろな状況があると思うんです。長期にわたって契約をしたほうが得な場合、また単年度。各課においてそれぞれこのような事案というのは当然出てくると思うんです。そういう場合、契約事務については内部ではどのようにするのか。それぞれがあくまでも行うのか。それとも、そういう審査する内容について、例えば企画だったら企画課へ行って会議をするのだとか。今現在のそういう事務の状況。それから今回のこの長期継続契約という内容についての精査、どう判断をするのかというのは内部的にはどうされるのかを最後確認しておきます。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） これまでの例で申し上げますと、例えば委託業務でありますと財政課のほうで一括して業者と金額の交渉をすとか、そういったことは実施してきております。今回、その運用をどうするのかという話でありますけれども、まず要綱を作成をいたし

まして、委託の内容において最大5年以内という中で取り決めをしていきたいというふうに考えております。決裁が上がってきた時点で財政課の方でチェックを入れさせていただくということで運用を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

10番、貝塚嘉軼君。

10番（貝塚嘉軼君） 第2条の4項に、施設の維持管理に関する業務委託契約というふうになっています。差し当たって、この条例が施行されて、実際に町としてそれに関連している事業、あるいは契約、そういうものについて、今現在単年で契約しているものが今後は5年になるというので、こうしてやってみたいというものがあれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 現行の、例えば平成20年度当初予算につきましては審議はこれからになりますけれども、委託業務でありますとか、この長期継続契約に該当する事業項目につきましては52案件ございます。これら長期継続が可能なものについては事務改善につながることから、できるだけ長期継続契約で実施をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第11、議案第7号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。



町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 御宿町後期高齢者医療に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

今回提案します条例の制定は、高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月より施行されることに伴い、町の行う後期高齢者医療に関する事務条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律の施行にあたりまして、平成19年11月13日に開催されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会において、後期高齢者に関する条例が承認されました。これを受けまして御宿町が行う後期高齢者医療の事務、保険料に係る普通徴収すべき被保険者の資格、納期、罰則等について条例を制定するものです。

なお、本条例案につきましては、千葉県後期高齢者広域連合からの市町村条例の参考例に基づき作成をいたしました。

それでは、資料に基づき説明いたします。

条例名は、御宿町後期高齢者医療に関する条例と称します。

第1条の趣旨ですが、御宿町が行う後期高齢者医療の事務について、法律及び後期高齢者医療に関する条例の定めのほか、この条例によるものとするものです。

次に、第2条事務の内容ですが、保険料の徴収のほか1号から6号まで、主に各種申請、届け出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務の事務について規定されています。

第3条は保険料を徴収すべき被保険者の資格要件として、御宿町に住所を有する75歳以上の方、65歳から74歳の障害認定を受け、後期高齢者医療に加入の届け出をした者、病院等に入院、入所中の被保険者の特例を規定しています。

第4条は普通徴収に係る保険料の納期や年齢到達による中途加入及びほか広域連合からの転入等による納期の通知、保険料の分割による端数金額の処理方法が規定されています。

第5条は保険料の督促手数料を規定しております。

第6条では延滞金について地方税法に基づく率を規定しております。

第7条から第9条は罰則について規定していますが、過料等の額につきましては法に基づいた内容でございます。

第10条は町長への規則等の委任を規定しています。

附則としまして、第1条の施行期日は平成20年4月1日から施行されます。

第2条は延滞金の割合の特例として、当該特例基準割合とするものです。

第3条につきましては被用者保険、健康保険法、船員保険法、共済組合法等の被扶養者に対する保険料の軽減措置が規定されています。

条例案の説明は以上ですが、法に基づきまして平成20年度より後期高齢者医療特別会計が新設されます。予算の主な内容ですが、保険料徴収事務に係る経費と徴収した保険料の広域連合への納付金です。また、従来の老人保健特別会計は会計処理のため3年間継続します。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

後期高齢者医療に関する条例の制定ということではありますが、普通徴収というのはいかほどと見積もっておられるのかと。それから、第2条関係ではありますが、町のいわゆる窓口業務がうたわれておりますが、いわゆる後期高齢者医療制度に伴う相談業務については、この中では条文の中からはそれがよく見えてこないわけではありますが、これはどのようにされるのか。それらについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 普通徴収の人数については約560人ぐらいというふうに推測しております。また、相談業務ということですが、基本的には町の所轄窓口というような考えであります。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第12、議案第 8 号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第 8 号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

今回提案します条例の一部改正は、国民健康保険法の一部改正及び高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年 4 月より施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

なお、本条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る 2 月25日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは説明いたします。

条例の主な内容ですが、75歳以上の老人医療保険の方は国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。そのため、出産育児一時金、葬祭費の支給対象外になること。また、従来老人保健法の住民基本健診から高齢者の医療の確保に関する法律の特定健診、特定保健指導を保険者が実施することが義務化されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表にて説明いたします。

対照表の右側、第 6 条出産育児一時金の条文第 2 項の上から 4 行目、下線の部分ですが、「第 7 条第 2 項において同じ。」を加えるものです。

次に、第 7 条葬祭費の支給条文ですが、新たに第 2 項を加え、内容につきましては健康保険法や高齢者の医療に関する法律等の国民健康保険法以外の規定に基づき給付を受けた場合は行わないものです。

第 9 条は国民健康保険法第72条の 5 により、保険者に特定健康診査が義務づけられたことにより、条文を改正するものです。また、保健事業として各項を下記のとおり改めるものでございます。

附則としまして、施行期日を平成20年 4 月 1 日、経過措置としまして平成20年 3 月末までは従前の例とするものです。

簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 8 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第 9 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第 9 号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第 9 号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する国民健康保険税を原則特別徴収の方法によって徴収するため、町国民健康保険税条例についての所要の改正をするものです。

なお、詳細な説明につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） それでは、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法の改正に伴い、老齢等年金給付を受けている65歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者である世帯主のうち、一定の要件を満たす方について、既に実施されております介護保険料と同様に年金から特別徴収の方法によって徴収するため、町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては新旧対照表により説明させていただきますが、1ページ、第9条徴

収の方法、第10条納期日は特別徴収の方法の追加による条文の制定であります。

第11条は条例中の条項整備で、第12条から3ページ、第18条までは特別徴収関係の条項の追加であります。

第12条は特別徴収の対象者、第13条は特別徴収義務者の指定、第14条は年金保険者の納入義務、第15条は資格喪失の場合の通知について、第16条、第17条は仮徴収の規定、第18条は普通徴収税額への繰入れについての定めを規定するものであります。

第19条から第24条までは条文の繰り下げによるものでございます。

7ページ、附則で4月1日から施行であります。電算システム改修等の関係から長生・夷隅郡市の他の市町村と同様、平成20年9月までの納期分につきましては従来どおり普通徴収の方法で行う。特別徴収については10月から実施ということであり。該当件数は65歳から75歳未満の方で当町では約360件というふうに見込んでおります。

以上、簡単ですがご議決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第14、議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は町の財政状

況、並びに後年度に控える行政需要を勘案し、特別職等の給料の特例期間を延長するものであります。本件につきましては、去る2月21日に開催いたしました御宿町特別職報酬等審議会にて審議をいただき、妥当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

現在、特例によりまして平成17年4月から平成20年3月まで、町長及び教育長の給料を30%の減額としているところでございますけれども、その期間を平成20年12月23日まで延長するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第15、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例案は特別職の職員で非常勤のものの中で農家組合長の年額報酬につきまして、近隣市

町との均衡を図るため見直しを行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

ただいま町長からの説明でもございましたとおり、農家組合長の報酬を年額 1 万 2,000 円を 1 万円に変更させていただくものでございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番。

農家組合の報酬の具体的には引き下げに当たるかというふうに思うわけではありますが、農家組合というのはどのような事務をやっていられるのでしょうか。その内容について、職の内容の説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、事務の内容ですが、まず農業者関係のお知らせの配布、回収。また、地区の農家の連絡員、また災害等の見回りなどを行っております。

議長（新井 明君） 5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） やはり、かなり年間にわたると、非常にこう長い期間働いていただく内容だなというふうに思います。先般の議会でも説明を受けた内容ではありますが、近隣との均衡ということではなく、やはりその職務に合った報酬というものが大事なのではないかとこのように思うわけでありまして。それについての考え方を再度ただしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まさにご指摘のとおり事務の内容によつての金額だと考えておりますが、近隣の活動内容について、まずご報告させていただきます。いすみ市については、やはり農業関係の配布、回収、また水田の耕作者の報告などを行っており、金額的には平均約 6,700 円ということでありまして。勝浦市については水田の報告書の回収のみで 1 件あたり 5,000 円という形です。それで大多喜町につきましては水田の耕作者の報告のほか、農業関係書類の配布、回収などを行いまして、年額 1 万 1,000 円程度ということ、郡内平均が約

7,600円程度ということでございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第16、議案第12号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第12号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院並びに千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、若年層の月例給与、扶養手当等を改正し、あわせて住居手当を改正するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

今回提案させていただきます改正案につきましては、人事院並びに千葉県人事委員会の勧告を踏まえた改正と住居手当の見直し、給料表の号数の追加でございます。

各条文の改正につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第10条につきましては、人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に準じ、子供等に係る扶養手当の支給月額を500円引き上げまして、それぞれ5,500円、6,500円とするものでございます。対象者は約30名でございます。



第11条の4につきましては住居手当の改正でございまして、住宅に係る支給額が国の支給額と異なっているところから、国の基準に合わせて改正を行うものでございます。

次に、第20条につきましては扶養手当同様、人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に基づきまして勤勉手当の支給月数を0.05カ月引き上げまして、1.45月から1.5月とするものでございます。これにつきましては対象者は全職員でございます。

別表第1行政職の給料表の改正につきましては、号数の追加と千葉県人事委員会の勧告に基づき初任給を中心とした若年層に限定した改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

一般職の給与等に関する条例を改正する条例ということですが、人事院勧告において、遡及について何かあるのかなというふうに思うわけですが、本町はその内容についてはどういう対応をされておられるのか伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 今回、御宿町におきましては遡及ということにつきましては現下の財政状況等、諸般のいろいろなものを参考にしながら検討しました結果、遡及はしていかないと。で、この平成20年4月1日から全部を改正して上げさせていただくというふうにしてございます。そういうことでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

私の知るところによると近隣では人事院勧告どおりの給与改定を行っているというふうに聞いておるわけでありまして。ちなみに、そうしますとその差額、御宿町ではいかほどなのでしょう。先般、2008年1月号の町広報には人事行政の運営等の状況による公表がありますね、報告。で、平成19年度内における人数、それから今定例会に提案をされるでありましょ。当初予算でありますけれども、この条例はそれに反映したものでしょうか。給与等の予算ですね。当初予算がありますね。それはこの条例が例えば可決したとすれば、それが既にこう勘案された内容なのかどうか。

何を聞きたいかといいますと、一つは、今年度末の職員、何人なのか。それから4月1日何

人なのかということです。で、この金額として、この遡及しない部分というのが幾らなのかということの説明をお願いします。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 遡及する金額につきましては、もし仮に遡及したとしますと300万円程度要するものだというふうに考えております。

それと、平成19年度の人数ということでございますけれども、一般会計の中での人数につきましては平成19年4月1日で98人ございまして、平成20年4月1日でございますと、1人、これ予算上は91名ということで計上してございます。ということは今現在、保健師の募集をさせていただいているわけでございますけれども、これにつきまして、なかなか応募してくる方がいらっしゃるということでございますけれども、実務上その1名、保健師がどうしても必要なものでございますので、1名を入れまして91名ということで、今、予算上は入れてございます。それで、91名で予算は入れさせていただいてございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

そうしますと、予算上でも7名の減員ですか。今の1名ということになりますと、勘案しますと8名退職があるのかなというふうにこう理解するわけです。8名退職してということは各課1名近い減員の中で新年度予算が動き出すということと、やはり遡及しないという中で、やはり働きがいのある職場、またそれに対するきちんと見合った報酬というのが大事だろうなというふうに思うんです。ですから人事院の勧告ですよという言葉があると思うんです。

本町はたしか組合は今もうないというふうに理解をしておりますので、職員との間でこの人事院の勧告についてどう判断をするかということ、相談というのは全然ないというふうに理解しております。町長及び総務課長、担当の中での条例の提案なのかなというふうに思うわけです。ですからこれは、組合については執行部でどうこうするものではないというふうに思うわけでありまして、やはりそういう、本当に働きがいのある職場、仕事、それからそれに伴う報酬という、これが行政のサービスの基本中の基本だというふうに思うわけでありまして、それについて町長、どうでしょうか。意見をお聞きしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、議員がおっしゃるのはごもっともだと思いますけれども、やはり町の情勢が非常に厳しいということでありまして、当面は自立していかないということであれば、

そういうこともやむを得ないのではないか。みずからそういう方法をとると、私はそういうふうに認識しております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第17、議案第13号 御宿町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第13号 御宿町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、旅費の種類の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、御宿町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

今回の改正案につきましては、行政改革の一環として旅費の種類の一つでございます日当を廃止するにあたり、関係条例を整備するものでございます。改正いたします条例につきましては、御宿町職員の旅費に関する条例、2つ目としまして、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、3番目として、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、4番目として、御宿町証人等に対する実費弁償に関する条例の4条例でございます。

各条例の改正につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

まず、御宿町職員の旅費に関する条例につきましては、第6条中、日当に関する規定を削りまして、第11条の半日当に関する規定は全文を削除してございます。

なお、別表につきましては日当の欄を削除しまして、備考として特急料金に関する規定を追加しているところでございます。

次に、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、並びに特別職の職員の給与及び旅費に関する条例につきましては、職員の旅費に関する条例を準用していることから、別表のみの改正でございまして、別表中、日当の欄を削除させていただいてございます。

最後に、御宿町証人等に対する実費弁償に関する条例につきましては、第2条中、日当に関する規定を削除しているところでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

これから午後1時まで休憩といたします。

（午前 11時52分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第18、議案第14号 御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第14号。

今回提案します御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方分権が着実に進展し、また後期高齢者医療や特定健診など、新たな制度もスタートいたします。本条例案は、このような新たな行政需要に対応するため、現行の課の分掌をより横断的な組織に再編し、限られた職員を効率的かつ効果的に配置するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 本案につきましては、この4月から後期高齢者医療制度、特定健診等の施行、さらには退職者に伴う職員数の変動を受けまして、事務分掌上8課を7課に縮小させていただくものでございます。

内容につきましては、住民水道課所掌事務の戸籍、住基、印鑑事務を税務課へ移動しまして、課名を税務住民課、上水道事業を建設環境課に移動しまして、課名は建設環境課でございます。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、老人保健を保健福祉課のほうに移動して、課名は保健福祉課といたすものでございます。

また、附則で、水道事業の設置等に関する条例の中で、住民水道課を建設環境課に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

事務分掌条例の一部を改正するということではありますが、この条例案、ただいま説明をいただきましたが、1課減るということでもあります。職員の皆さんの働きやすさと、そしてともに住民にとってもわかりやすい事務というのがもう一点求められるというふうに思うわけですが、これは文書上の分掌を変更するということで、1課を3つに分けるということにより1課を減らすということであるわけではありますが、住民からのわかりやすさという点においては、例えば窓口業務、これもこの役場の何階かに分かれておいて、非常にこう煩雑でわかりづらいという部分があるかと思いますが、これまでも窓口業務として、このフロアの機械と並んでいるところに受付ということで1年置いた経過もあるわけではありますが、しかし、余り効

率的でなかったように見受けられます。今はそれは取りやめとなっておりますようですが。

そうした経過も踏まえた中で、具体的に窓口業務、これが改善されるのかされないのか。そのつもりがあるのかないのかも含めまして、具体的内容について、もう4月、間もなくでございますので、町の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 従前、今の保健福祉課のところで総合窓口とも言わないまでも、ある程度そこで事務が出来るような体制をとったわけでございますけれども、住民の方はその当時、直接担当課の方に行かれることが多かったわけでございます。

今回も当初、同様のことを考えたわけでございますが、今の場所で住民課の窓口として住民の方も慣れているわけでございますので、出来れば現状のままで従来どおりの窓口業務を出来るのが一番いいのではないかとということで、新年度もパソコン等の設置もあわせまして、窓口は今のところが一番いいのではないかと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

新しい実施計画を見ましても、やはり新規の流入人口と申しましょうか、定着を含めた、そういう計画、また新年度予算のをちょっと見ましてもそういった内容があるかと思えます。やはり、わかりやすい役場をどうつくるかという点が私は大変大事だろうなと思うんです。それは、わかっていることは今、課長が答弁されたとおり、その担当へ直接行くというのはわかるんですけれども、私、初めて来てどこに何があるかというのは非常にこの御宿の役場というのはそれがわかりづらいのではないかなと思うんです。

ですからその辺を踏まえて、それと今パソコンの話をされましたけれども、御宿町はたしか役場がここに移転したときに、やはり役場が遠くなるという住民の皆さんからの声にこたえて、公民館で受付業務を幾つかやっていただいております。こうした経過もあるわけでありまして、パソコンなどを駆使すれば、どこの課でも、どこの場所でも逆に言えば一定の事務はできると。逆に言えばですね。そうなるのではないかなと思いますし、それが今言われている、国が進めているIT化の目的と申しましょうか、そうではないかなと理解をするわけでありまして、けれども。

そうすれば、このわずか狭い中で1カ所で一定の事務を行うということは、私はそんなに難しいことではないと。さっき言った住民票などを含めて今、公民館でも出しているわけですから。それをあちらに行きなさい、こちらに行きなさいではなくて一括して、そこに、ではきち

んと担当者を置いて専門的な知識が必要であればそのときに来てもらう。職員がこうわずか5分もあれば動けるわけですね。ですからそういう、やはり皆さんの創意工夫ということも必要なのではないかと思うんです。

それから、これに関連しまして何かこのわきの銀行の簡易窓口も何か閉鎖されるような話も聞いたわけでありまして、それについてはどうなのかということも含めまして、今後役場全体の受付をまず一本にするということが大事ではないかなということと、それから、それとともに、ではそういう各課それぞれどういう役場の構成があるか。これが可決されれば1課減るわけですから、名前も含めて新たに住民の皆さんに周知するわけですね。いつも、広報などにも載せていただいておりますけれども、やはり玄関に入ってすぐにどういう場所があるかというのをもっとわかりやすく、それから今も黒板みたいなのがありまして、そこに、今日はどういうものがありますよと。例えば今日は議会がありますよということで明示されているわけですが、

では、その場所はどこなのかと言ったら、わかる人はわかるかもわかりませんが、それはどこの場所かというのはわかりません。初めて来た人は。だから、そういうことも含めて掲示と申しましょうか。そういうものの工夫というのも当然必要だと思うんですけれども、その辺含めましてどう具体化するかって、もう1カ月ないわけですが、やはりわかりやすい役場はどうやるというのが基本だろうと思いますので、それについて今後精査していただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第15号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第19、議案第15号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第15号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児短時間勤務制度が新設されたことに伴い、育児を行う職員の職場環境を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定について、ご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行されたことに伴いまして、町関係条例を整備するものでございます。

改正いたします条例につきましては、職員の育児休業等に関する条例、2点目として職員の勤務時間、休暇等に関する条例、3点目といたしまして御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の3条例でございます。

それで、主な改正点といたしましては、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員に対する育児のための短時間勤務制度の創設、常勤職員の育児短時間勤務に伴うその業務のための短時間勤務職員の任用制度の創設、部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満から小学校始期に達するまでの子に引き上げることでございます。

まず、職員の育児休業等に関する条例の主立った内容でございますけれども、本来の勤務時間が週40時間でございますけれども、育児短時間勤務職員につきましては週20時間、24時間、25時間の勤務時間の中から、原則本人の希望する勤務時間を選択できるということでございます。最大で半分の勤務時間ということになるわけでございます。

週20時間勤務ということになりますと、1日4時間で週5日、8時間勤務を2日、4時間勤務を1日の週3日勤務でございます。また、週24時間勤務につきましては1日8時間で週3日の勤務、25時間勤務でございますと1日5時間で週5日勤務というものが可能となるわ



けでございます。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますけれども、今回の育児休業法、並びに育児休業条例の改正に伴いまして、育児短時間勤務との調整、短時間勤務時間の勤務時間の基準等の追加が主なものでございます。

次に、御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございますけれども、今回育児休業法において部分休業期間の改正があったことから、それを受けまして部分休業の対象となる子の年齢を改正するものでございまして、3歳未満の子を小学校就学の始期に達するまでにと改正をしているところでございます。ちなみに御宿町では現在16名が対象になるであろうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

育児休業に関する条例の整備というふうに理解をしていますが、これ短時間勤務ができると、一口に言ってそういう内容かと思いますが、年次休暇、年休についても私、同様だというふうに思うのでありますけれども、休暇をとることはできるんですよね。そうした場合、これも育児休暇もそうなんですけれども、その時間にやるべき事務というのは残るんですか、残らないんですか。どういうことを聞いているかということ、休んでも結局自分がその仕事をやらなければ終わらないということであれば、休めないというのが現実ではないでしょうか。だから、こういう制度がとれるんだったら、その制度をどこか空いた時間を当局はきちんと確保するのか。または、総務であればそういうものをどう手当てをしていくのかということも一方できちんと対応をとっていただかないと、休みたくても休めないというのが実態ではないでしょうか。

その辺について、この部分にはやっていないのかもわかりませんが、通常のやはり職員の対応として、その辺のところをきちんとやっていただきませんか実効が上がらないと。いわゆる少子化に歯どめがかからないということになるかと思うんですけれども、その辺について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 今、議員のご質問をいただきましたけれども、確かに休んでいる間に仕事がたまってしまわないかということでございますけれども、今の職員の体制の中では非常に厳しいものが、確かに現実はあるわけでございますけれども、それにつきましては、

こういう法律的なものが認められていくわけでございますので、同じ課の職員同士、また課と課の横の連携を密にしていながら、この辺はできる限りカバーをしていかななくてはならないものだというふうに思います。

臨時職員という形でとりましても、臨時職員を雇ったから、では即職員のカバーができるかといいますと、なかなかそのカバーというのは臨時職員ではできない部分があるわけでございますので、その辺は必然的に現状の職員がお互いにカバーをし合っていくということでお答えさせていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） その課、その課に対応するというのではなく、やはり人事をつかさどる総務課がきちんと配慮するということが大切だろうと思いますので、一言申し添えさせていただきます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第16号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第20、議案第16号 御宿町防災行政無線事業に係る分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第16号 御宿町防災行政無線事業に係る分担金条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は防災行政無線戸別受信機の設置に係る受益者の方の分担金の額を改めるため、御宿町防災行政無線事業に係る分担金条例の一部を改正する条例を制定するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

ご審議の上、ご決議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、戸別受信機の分担金条例の改正につきまして説明をさせていただきます。

現在、防災行政無線につきましては、昭和63年に各家庭に設置をしてきたところでございます。当時、千葉県の補助事業ということで県、町、本人がそれぞれ3分の1ずつ負担をしまして設置してきたわけでございますけれども、千葉県で平成17年度に補助制度を廃止してございます。また、設置当初にある程度受信機を買い置きしてまいりましたけれども、今般その受信機がすべて利用されて在庫がなくなったところでございます。つきましては、この4月から新たに設置を希望される方には町が2分の1を補助させていただきまして、設置をするご本人の方にも2分の1を負担していただきますようお願いをいたすものでございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

県の補助がなくなったということで、残った分を2分の1にするというようなご説明だったろうかなと思います。今、説明にもありましたが、御宿町の防災無線、大変老朽化が一方では進んでいるのではないかなと思うんです。これについては別段すぐこう、例えば先ほどの広域のようなデジタル化しろという話をするものではありませんけれども、やはりそう遠くない将来この防災無線について更新をする必要があろうと思うんです。

そういうことも含めまして、そのときになってまた変えますよということもいかなものかなと思うんですが、我々議員といたしましても、ではそれはいつ、どう整備をしていくのか、していかないのかも含めて、全く見通しもまだ町からは示されていないと。10年使うんだか20年使うんだかわからないという状況だと思いますし、毎年一定の整備はしていただいていますけれども、大変聞こえづらい部分も、やはりかなり新しい土地に住宅などができるという状況もありますので、やはり一定の時期に防災無線、見直しを図っていくということが必要になってくるのではないかなと思うんです。関連になるかもわかりませんが、防災行政無線、これからどのようにこう整備していくのか。それとももう使えるまで使うのか。その辺のちょっと考え方についてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） この防災行政無線も現在デジタル化というものが叫ばれているところございまして、そういったものにもし切りかえをしてみますと、相当な金額がかかってくるわけございまして、町としてはすぐ来年、再来年にもどうこうというものではなくて、徐々にその辺は財政的な問題が相当出てくるわけございまして、補助金等もあるんでしょうけれども、その辺を見ながらやっていきたいなというふうには思っています。

答えにならないかもしれませんが、来年、再来年ということに今はちょっといかないのではなかろうかなというふうには思っています。

議長（新井 明君） 石井芳清君。

5番（石井芳清君） 今般の議会に説明、文書として示されております自治協議会には入っていないわけですね。ですから少なくともそれ以降という、基本的には、現状では変わらないということで考えます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 議案第17号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第21、議案第17号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第17号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年に改正した第1号被保険者が負担する介護保険料率については、税制改正の影響を受け、保険料が急激に上昇することがないように、平成18年度、平成19年度と特例である激変緩和措置が講じられてきました。本条例はこの激変緩和措置を平成20年度にも継続する

ため、一部改正をさせていただくものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 平成18年度から平成20年度の介護保険料については、平成17年の地方税制の改正により、収入が変わらなくても介護保険料が上がってしまうため、低所得者層に配慮し、激変緩和措置を講じてきました。この制度は平成19年度まででしたが、平成20年度の保険料についても引き続き、この激変緩和措置を講じるための条例を改正するものです。この改正は条例の本文を改正するのではなく、平成18年3月に改正した附則を改正するものです。改正内容について条例の新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第3条中の御宿町介護保険条例の次に「新条例」を加えます。

附則の第4条中の見出し中、「及び平成19年度」を、「から平成20年度までの各年度」に改めます。また、この4条の条文の中で、第2条の文言の前に「新条例」という文言を加えます。

新旧対照表の3、4ページをお願いいたします。

第2項の次に新しく第3号として、新の方に掲げております（1）号から（7）号までを加えます。4ページの附則として、この条例は平成20年4月1日から施行するということです。

これにより、保険料については平成19年度と同じ額となります。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第18号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第22、議案第18号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第18号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回提案いたします条例改正につきましては、公営住宅における暴力団員による事件の家賃滞納、不法占用等のトラブルに対し、暴力団員排除に関する社会要請が高まる中、公営住宅における暴力団排除について、国土交通省基本方針に鑑み、条例の一部を改正し、平成20年4月1日から施行させていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案説明前に改正趣旨の概略につきましてご説明申し上げます。

最近、公営住宅において全国的に暴力団員による家賃滞納、不法占拠、殺人事件等が多発しており、昨年4月には東京町田市において公営住宅における立てこもり発砲事件が発生し、これらを機に暴力団排除に関する社会要請が高まる中、国土交通省からは公営住宅における暴力団排除についての基本方針が出され、各自治体がそれぞれ条例化への作業を行っているところです。いすみ警察署管内であるいすみ市においては御宿町と同様3月議会に向けて条例改正作業を進めているところです。条例改正の承認をいただけるならば、いすみ警察署と情報提供及び町からの要請に対する支援等に関する協定を締結する予定です。

それでは、条例改正の内容についてご説明申し上げます。

資料の2ページの新旧対照表をお願いします。

新旧対照表の左の表、第5条入居者の資格の下から8行目「第3号、現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。」の次に、新たに4号、5号を追加させていただきます。4号につきましては、今まで入居資格条件として住所、勤務要件が明らかにされていませんでしたので、今回明記させていただくものです。

次に、5号についてですが、入居資格は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを規定しております。

次に、3ページをお願いします。

第41条住宅の明渡請求。第6号暴力団員であることが判明したときを新規項目として設定させていただいております。

次に、4ページをお願いします。

第41条の2及び第41条の3については新規項目を設定いたします。

まず、第41条の2につきましては、意見聴取として新規に入居させようとするとき、入居後、同居の承諾をするとき、入居者の死亡、退去後に同居人が引き続き居住を希望するとき、必要によりいすみ警察署長の意見を聴くものとするという条文です。

同条第2項につきましては、前条第1項第6号に該当する疑いがあるときは、その理由を付していすみ警察署長の意見を聴くことができる規定です。

第41条の3につきましては、町長への意見として、いすみ警察署長は暴力団員に該当する事由があると認めるときは、町長に対し当該事由について意見を述べるができる規定です。

附則につきましては、平成20年4月1日から施行する規定です。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第19号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第23、議案第19号 御宿町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第19号 御宿町立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

学校教育法の一部改正に伴い、御宿町立小中学校設置条例の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、御宿町立小中学校設置条例の一部改正についてご説明いたします。

学校教育法の一部改正によりまして条項が移動したこと、また字句の整備を行うものです。条文の内容については変更ございません。

改正の内容ですが、第2条中、第29条を第38条に、第40条を第49条に、漢字の「於て」を平仮名に変えるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成19年12月26日から適用するものです。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第20号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第24、議案第20号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第20号 町道路線の廃止について。

議案第20号の提案理由を申し上げます。

今回、認定路線の廃止をお願いいたします町道4669号線は、拡幅を計画している町道4171



号線拡幅用地取得のための代替用地として認定廃止をお願いするものです。本路線を廃止することにより、不利益を生ずる関係人がいないことから、道路法第10条第3項の規定に基づき、ここに町道認定の廃止をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（新井 明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、町道4669号線の認定廃止についてご説明申し上げます。

本路線につきましては、実谷区民館入り口道路、町道4171号線拡幅に伴い、道路用地取得交渉において地権者から売買ではなく代替用地の要望があり、隣接町道4669号線が地権者の土地と隣接しており、他の隣接者は不利益を生じないことから、道路法第10条第3項の規定に基づき認定道路の廃止をお願いするものです。

路線名、町道4669号線。幅員2.06メートル。延長33メートル。町道4669号線は昭和62年3月6日に町道認定し現在に至るものです。本路線につきましては道路法第8条2項に基づき、議会の承認をいただけるものであれば、土地の交換を行う予定で考えております。また、用途廃止に対する実谷区長の同意もいただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番です。

町道の廃止と認定ということではありますが、今の説明を伺いますと4171号線の拡幅に伴う廃止認定ということではありますが、今般提案をいただきました説明資料によりますと、この実谷区民館の土地は町有地ということ、もとは布施小学校分校だというふうに理解をしておるわけではありますが、この実谷区民館も相当、その当時からしますと大変年月もたって傷みも激しいというふうに思うんです。ここを今後とも利用するという意味において町道の認定廃止、またその後における町道の拡幅ということでの議案提案だというふうに理解するわけはありませんが。

そうしますと、今後この実谷区民館、これについてはこの道路が拡幅された以降どういうふうにされていかれるのか。この間も中山間事業を含めまして、いわゆるコミュニティセンター事業につきましてはさまざまな経緯があったことは一応承知はしておりますが、今後どうされていくのか。それについてもお伺いをしておきたいと思っております。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 区のほうからはまだ正式には要望は出ておりません。おりませんけれども、内々には区長の方も考えは持っているようでございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ちょっと確認をしたいんですけども、これは地番が町ということでありますが、建物についての所有はどういうふうになっていますか。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 建物は町の所有でございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、本日の日程は、これをもって終了いたします。

次の本会議は、明日3月5日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 1時42分）